

いむた薬局 指定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の運営規定

第1条 大田健が開設するいむた薬局が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1.いむた薬局が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状態や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
- 2.指定居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 指定居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名称 いむた薬局
- （2） 所在地 薩摩川内市祁答院町藺牟田 2108-2

（従業者の職種、員数及び勤務内容）

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。

薬剤師 専任常勤 1名

薬剤師は医師が交付した処方箋による指示に基づき、居宅療養管理指導等の提供に当たる。

（指定居宅療養管理指導の種類及び営業時間）

第6条 居宅療養管理指導種類及び営業日及び営業時間は、次の通りとする。

薬剤師による居宅療養管理指導

月曜日から金曜日 午前9時～午後6時30分 土曜日 午前9時～午後1時
ただし、国民の祝日、特別に定めた日を除く。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1.指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。
- 2.指定居宅療養管理指導に要した交通費については、以下の額を徴収する。
 - ・ 自宅から片道概ね km未満 0円
 - ・ 自宅から片道概ね km以上 0円 (訪問距離は応相談)
- 3.交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得る。

(苦情処理に関する事項)

第8条

- 1.利用者又は家族からの相談、苦情に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
連絡先電話 0996-31-8228
担当者 大田友美、大田健
担当者不在の場合であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるように指導するとともに、担当者に内容を引き継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるよう配慮する。
- 2.利用者又は家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し、事業所内に掲示する。
- 3.円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
 - ①苦情があった場合は直ちに利用者等と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握する。
 - ②担当者は、その場で対応可能なものであっても、管理者と相談した上で利用者に対応する。
 - ③管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情の処理に向けた検討会を行う。
 - ④検討会の結果をもとに、処理内容をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。
 - ⑤苦情処理台帳を作成し、苦情処理の結果を記載するとともに、再発防止に役立てる。

(個人情報保護)

第9条

- 1.従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2.従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条

- 1.事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他の虐待防止のために必要な措置
- 2.事業者は、居宅療養管理指導等の提供中に当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条

- 1.事業者は、居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2.事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3.事業者は、事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4.事業者は、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(その他の運営に関する重要事項)

- 1.従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2.事業者は、居宅療養管理指導に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該居宅療養管理指導を提供した日をいう)から最低5年間は保存するものとする。
- 3.この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はいむた薬局が定めるものとする。

(付則)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

いむた薬局 指定居宅療養管理指導事業所

1. 指定事業所名 いむた薬局
2. 指定事業所番号
3. 事業所所在地 薩摩川内市祁答院町藺牟田 2108-2
4. 電話番号 0996-31-8228
5. 運営方針

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状態や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理、指導、助言等を行います。

6. 指定居宅療養管理指導の内容

- ① 要支援・要介護者又は家族からの介護全般に関する相談等。
- ② 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への居宅サービス計画等の作成に必要な情報の提供
- ③ 要支援・要介護者又は家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言
- ④ その他、療養生活向上のための指導・助言等

7. 従業者薬剤師 大田健

8. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日 午前9時～午後6時30分 土曜日 午前9時～午後1時
ただし、国民の祝日、特別に定めた日を除く。

9. 利用料

居宅療養管理指導を実施した利用者からは、月に1回、介護保険報酬に応じた利用者負担額をいただきます。

10. 苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

11. その他運営に関する重要事項

健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。